

年管発0706第1号
平成24年7月6日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官

国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行について

国民年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第101号）が平成24年7月6日に公布されたので通知する。

この省令の内容は下記のとおりであるので、その内容について御了知いただくとともに、貴下職員への周知を図るよう取り扱われたい。

記

第1 改正の内容

国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条第1項第5号、第90条の2第1項第3号、第2項第3号及び第3項第3号並びに第90条の3第1項第3号並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）附則第19条第1項第3号及び第2項第3号に規定する厚生労働省令で定める事由として、被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けたときを追加し、この場合、次に掲げる者がそれぞれ次の要件に該当するときに、当該被保険者の保険料を免除し、又は納付を猶予することができるものとしたこと。

- ① 被保険者及び世帯主（被保険者又は配偶者が世帯主である場合にあっては、被保険者） 被保険者の保険料を納付することが困難と認められること。
- ② 配偶者 当該配偶者からの暴力を行った者であること。

第2 施行期日

平成24年7月9日

年管発0706第2号
平成24年7月6日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
（ 公 印 省 略 ）

国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行について

国民年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第101号）が平成24年7月6日に公布されたので通知する。

この省令の内容は下記のとおりであるので、その内容について御了知いただき、実施に当たっては、貴管内市町村への周知とともに、貴下職員に周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第1 改正の内容

国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条第1項第5号、第90条の2第1項第3号、第2項第3号及び第3項第3号並びに第90条の3第1項第3号並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）附則第19条第1項第3号及び第2項第3号に規定する厚生労働省令で定める事由として、被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けたときを追加し、この場合、次に掲げる者がそれぞれ次の要件に該当するときに、当該被保険者の保険料を免除し、又は納付を猶予することができるものとしたこと。

- ① 被保険者及び世帯主（被保険者又は配偶者が世帯主である場合にあっては、被保険者） 被保険者の保険料を納付することが困難と認められること。
- ② 配偶者 当該配偶者からの暴力を行った者であること。

第2 施行期日

平成24年7月9日